変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

チェック↓	変更があった事項 ＼ 提出書類	法人に関する変更		事業所に関する変更						運営規程					加算															休止	再開	廃止
																		LIFE関連 注14														
		法人の名称・所在地・代表者	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	事業所又は施設の建物の構造・専用区画等	管理者に関する変更	計画作成担当者の変更	協力医療機関	事業所の名称	事業所の所在地	利用定員の変更（増加）申請	利用者の定員の変更	従業員の変更	利用料	通常の実施地域	身体拘束廃止取組の有無	・・入居継続支援加算の導入テクノロジー	生活機能向上連携加算	個別機能訓練体制	ADL維持等加算の申出	科学的介護推進体制加算	夜間看護体制	若年性認知症入居者受入加算	看取り介護体制	認知症専門ケア加算	短期利用特定施設	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等支援加算	休止	休止から再開	事業の廃止
	変更届出書（様式第4）	○注11	○	○	○	○注11	○	○	○	○注12		○	○注1	○	○											○注4						○	
	指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書（様式第２－２）　※１										○																						
	枠の承認書の写し　※２										○																						
	法人の登記事項証明書の写し	○																															
	事業所一覧	○注2	○注2																														
	運営規程の新旧対照表（参考様式10）								○	○		○	○注1	○	○											○注4						△	
	運営規程								○	○		○	○注1	○	○											○注4						○	
	「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」（参考様式1）【変更日から4週間分】 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する職種の内容」の欄に「兼務先、職務の内容、週時間」を記載					○注3 注5	○注3 注5				○	○注6	○注1						●						●							○	
	辞令、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの					○注5	○注5																										
	資格証明書(写)(婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付)[合格証書は不可]												○注1					●	●						●								
	介護支援専門員証(写) 又は介護支援専門員登録証明書と登録番号通知書（写）（婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付）						○																										
	介護支援専門員入力項目確認表						○																										
	利用料の積算の分かるもの（任意様式）													○																			
	協定書・連携契約書（診療科目が分かるものも添付）							○			○																						
	・事業所の平面図（専用区画変更の場合は変更前も添付） ・主たる場所の写真 ・事業所の部屋別施設（参考様式4）				○					○	○	○注6																					
	賃貸借契約書、法人所有の場合は所有関係が分かるもの（不動産の登記事項証明書、固定資産税納税通知書の写し等）				○注7					○																							
	介護給付費算定に係る届出書（別紙2）															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	介護給付費算定に係る一覧表(別紙1･別紙1-2) ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	入居継続支援加算に関する届出（別紙20） ・（テクノロジーの導入による場合）テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書（別紙20）及び要件を満たすことが分かる調書概要																●																
	入居継続支援加算計算書（別添24）																●																
	協力医療提供施設との協定書等の写し																	●															
	夜間看護体制に係る届出書（別紙9）																					●											
	看取り看護体制に係る届出書（別紙9-5）																							●									
	サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12-6）																										○	○	○				
	サービス提供体制強化加算Ⅰ計算書（別添10）																									○注13							
	サービス提供体制強化加算Ⅱ計算書（別添11）																											○注13					
	サービス提供体制強化加算Ⅲ計算書（別添12）																												○注13				
	認知症専門ケア加算に係る届出（別紙26）																								●								
	休止届出書（様式第6）																													○注8			
	・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の募集広告等																													○注8			
	再開届出書（様式第5）																														○		
	廃止届出書（様式第6）																															○	
	・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・指定(更新)通知書の原本																															○	
	・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書の提出に関する誓約書（別紙様式6）																													○注9		○注9	

※１）「指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書（様式第２－２）」は、変更申請のため、事前提出が必要です。

※２）「枠の承認書の写し」について、混合型特定施設入居者生活介護を行う有料老人ホーム、養護老人ホームのうち、老人福祉法の規定に基づき当該施設が平成18年3月31日時点で届け出ている施設定員数の範囲内で定員増を行う場合は、添付する必要はありません。

注１）人員変更は特例措置があります。詳しくは、介護保険指定・指導グループＨＰ又は事業者説明会資料を参照してください。

注２）同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び２福祉相談センターのうち、関係する全機関に届出てください。

注３）運営規程に兼務関係の記載がある場合、兼務関係に変更があったときは、運営規程の当該部分を変更する必要があります。

注４）短期利用特定施設の届出は、加算届と変更届（運営規程の変更）を同時に行ってください。

注５）住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注６）定員減の場合は、添付する必要はありません。

注７）不動産の権利関係の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。

注８）休止届は、やむをえず人員基準等を満さなくなってしまったが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長６か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注９）介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定している場合に提出してください。

注10）介護保険指定・指導グループのＨＰ、「変更及び加算の届出について」の該当箇所をご覧ください。

注11）法人の代表者又は管理者を変更する場合は「３変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

注12）市郡を超える移転の場合は図面相談の上、変更日の前々月末日までに変更届を提出してください。なお場合によって追加資料を求めることがあります。

注13）別添10,11,12の作成にあたっては、根拠資料（介護職員の氏名・資格取得日・入職日等の一覧、資格証等）を作成・保管してください。この根拠資料は添付不要ですが、県からの求めがあった場合には、速やかに提出してください。

注14）厚生労働省への情報の提出を要件とする加算を取得する場合、LIFEへの登録を行うとともに、「介護給付費算定に係る一覧表（別紙1）」で「LIFEへの登録：あり」を県に届け出てる必要があります。

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください